

# オーストリアの中立問題と

## EWG参加への方途

大 西 公 照

### 一 はしがき

### 二 オーストリアの中立とその背景

### 三 政治的モティーフの問題

### 四 憲法・国際法をめぐる根本問題

### 五 オーストリアの憲法に於ける国家条約と永世中立

### 六 オーストリアの経済環境とその脱出

### 七 EWG加盟への途

### 八 むすび

### 一 はしがき

オーストリアはヨーロッパのほぼ中央に位置し、人口約七五〇万、面積八万三、五〇〇平方キロ、その九九%がドイツ

語を母國語<sup>(1)</sup>とする。

ところがこの小国が、國際法上一つの大きな意義を持ち始めている。その一つが一九五五年、オーストリア議会によつて承認されたオーストリアの永世中立に關する憲法法規の取り扱いであり、もうひとつが、最近とみにその志向をあらわにして來てゐる「ヨーロッパ經濟共同体」への参加の意志表示である。

然もの一つの事象が微妙に絡まつてゐるといふに、どうやら二十一世紀へ向けての國際法のレーヴン デートルが横たわつてゐるような気がする。国連憲章がその一条一項の「目的」で第一に規定するのが、「世界の平和と安全の維持」についてであるが、その手段を「集団安全保障」か、「中立」に求めるとしても、その存在は、あくまで活潑な國際經濟の交流に拠ること以外にその手ダメは一切成立し得ないとすることで大方の意見は一致してゐる。

勿論オーストリアとて中立を土台とする限りEUROPEへの参加は、それ程容易であろう筈がない。然しあたそれを他の國際法にのっとる対応も、ひとりオーストリアだけのジレンマではない筈。本稿はそのあたりに焦点を絞つてみた。

- (1) Stadler, Karl R., Austria (1986).  
(2) 大西公照 欧米にみる中立理論の展開と現代の國際法の対応 (国際書房)。  
米軍。

## II オーストリアの中立とその背景

一九五五年10月16日オーストリア議会を通過したオーストリアの永世中立に關する憲法条項(Bundesverfassungsgesetz vom 26. 10. 1955 über die Neutralität Österreich)は次の如きのとおりだ。

第一条 (1) 外に対し常に独立を確保する為及び本国領土を侵されない為、オーストリアは、こゝに自由意志をもつて

永世中立を宣言する。オーストリアは、一切の手段を挙げて永世中立を維持し、且つ擁護せんとする。

(2) 将来に亘り、この目的を確保する為、オーストリアは、如何なる軍事同盟にも加入せず、またその領土内にいかなる外国の軍事基地の設置をも許さない。

**第二条** この連邦憲法法規を執行することは、連邦政府の責任である。

勿論この背後には、一九五五年五月一五日に成立した *Österreichischen Staatsvertrags*、いわゆるオーストリア国家条約の存在がある。オーストリアは民族と言語が同じとの立場から、一九三八年三月一二日ドイツに併合され、ドイツの一部として第二次大戦に自動的に参加した。<sup>(1)</sup>

然し一九四五年四月一三日、ウィーンがソ連に占領され五月八日ドイツとともに無条件降伏を強いられる。ところが、オーストリアは、ナチス政府によって強引に併呑されたもので、オーストリア国民の意志ではなかつたとの考えが連合国側、特にソ連にもあつたことが幸いし、四カ国（英、米、仏、露）の分割占領をうけるが、かなりの自治権を伴う社会民主党、レンナーを主班とした中央政府の維持が認められ、四五年一〇月一〇日に、連合国対澳理事会で正式にその独立が承認されることになる。更に一一月一五日の総選挙では、人民党党首、フィグルを主班とする連立内閣となり、レンナーがその大統領となつたもの。

その為、連合国側は、監視の地位に引き続いて、立法、司法、行政の大部分をオーストリアに移管。ところが五三年一月二一日の選挙で人民党のラープが首相に就任した頃から、オーストリアはドイツを中心としての対ソ集団安保には加わらず、しきりと国際法で云うところの「中立」で行こうとの意見が湧出して來た。

勿論、国際法学者はフェアドロス等を先頭として五一一年頃よりその主張を展開していた。五四年のベルリン会議では、

まずソ連がオーストリアの中立を支持、オーストリアがこれに倣つた。五五年一、二月頃からラープ首相がソ連での度重なる外交交渉でこれを解決、四月一一日から一五日までモスクワを訪問、「永世中立」の線でソ連を説得、こうして五月一五日に**国家条約**締結の運びとなつてゆく。

勿論ここまで漕ぎつけるには、オーストリアとしてもかなりの犠牲を要したのであり、とりわけソ連占領下の工業地帯の占領解除要件として多大の賠償金をソ連へ支払わされるハメとなる。

然しケルンテン州以外は殆どドイツ語だし、何にも況して石油の自給のできることが、この小国をして国際的に自立出来るとの自信を生ませ、中立へ向かっての追い風となつたことも否めまい。

連邦は九つの州よりなり、宗教はハプスブルグ家以来大体カソリックで統一され、シュタイエルマルク州の北部にはドナヴィツのエルツベルグ山で名高い世界有数の露天堀り鉄鉱山を有している。

この場合、中立を守るに最も必要な経済的労働力と、工業国としての最低限の天然資源を確保していたのが幸いした。

一九五五年の五月、クライスキ (Kreisky) は、「我々は、我々の中立の正確な性格を決定せねばならない。それはイスやスウェーデンのそれに似たかなりの國々の中立とはひと味違つたものとならなければならぬし、これら二つの国との地理的、歴史的プロファイルもオーストリアやその近辺国と相異していることに留意せねばならない。帝国としての過去の特殊な性格や第一共和国としての小国としての位置づけで、我々のオーストリアは今や中立に関する自由のみのタイプのプランを持たなければならなくなつた。」と述べるまでになる。

スウェーデンの中立は憲法によつても具体化されず列強によつても保証されなくなつたが、然しそれは、国際法上、「軍事同盟からの自由 (Allianzfreiheit)」と呼ばれるのが、最も妥当とすべきものなのであるがこれに較べ、オーストリアの場合に妥当する比較として、オーストリアとイスの丁度中間のものが適切ではないかとも考えられるのであり、これ

れの点について、オーストリアの国際法の古強者、フランス語でのdoyenに当たるヘンダロベ(Verdross, Alfred)がスイスの中立の歴史、理論(クロハマー)、判例の徹底的な研究をした後に、オーストリアに対する「シトメンヒト」は正確にはスイスモデルに対応したものとの方向の結論に到達して<sup>(3)</sup>いる。それには他国間のあるいは戦争での中立の法的ルールを順守する義務をも含んでゐるゝを主張している。即ち本国の領土について他国の侵略に対する抗する権利及び衛る義務(永世中立には、武装中立が不可欠)。本国をして戦争(例えば軍事同盟、或はは他国への軍事基地を貸す)に立ち入り込むかも知れなことこの義務を受容しない義務。本国の領域を保証するゝを他の列強にたのむ権利。そして最後に、前述の義務と衝突しない限り、本国や外国の政策を承認する完全なる自由。然しそれ、やうにば、第一次世界大戦の勃発でスイスやヘルワーゲによって確立されたよつた、イデオロギーに立脚する中立の義務は存在しないことになるのである。

- (1) Stourzh, Gerald, "Zur Geschichte der österreichischen Neutralität", Österreich in Geschichte und Literatur, V /6 (June 1961), SS. 273-88.
- (2) Kreisky, B., Die Herausforderung, (Düsseldorf) S. 112.
- (3) Verdross, Alfred, Die immerwährende Neutralität Österreichs. 1. Aufl 1958, 2. Aufl 1966, 3. Aufl 1967.

### III 政治的中立 マークの問題

一九六四年七月一日、近畿福総理ドーナルト・スティッガ (Norbert Steger) 出が、第三回マルク・ルンゼルナー (Dornbirner) の日本出 (Messe) の開幕式で、長期計画目標として、オーストリアが、ヨーロッパ経済共同体 (Europäischen Wirtschaftsgemeinschaft) の一員となることを明かにし、これが、ややむけたセンセーションを醸成したらしいがあつた。

然し乍ら、彼のこれらに関する要請は、社会主義的——自由主義的連合国家を、むしろ生き残らせるかをねらったものであつたことは疑いの余地のなきこと。即ちこの考えは非常に今日的なテーマとして、オーストリアにむかってはめられたものであるが、政治的に生産される公共財産を更に規模の大きい共同市場との線に沿つて、可能な限り、狭いオーストリアの束縛を解く必要性の認識によつて生じたもので、そのラインは一九八七年一月一六日に、連邦間共通の運用形態に纏つてのSPÖ〔社会党=Sozialistische Partei Österreichs (Zozialisten)〕とÖVP〔国民社=Österreichische Volkspartei (Konservativ)〕との間に締結された労働者雇傭条約の次の箇所に明瞭に示せられてゐる。

「ヨーロッパ統一作業のより広汎な発展へ向かうの協力 (Teilnahme) はオーストリアにむかう中心的な意味を持つ。ギリシャ、ペペイハ、ポルトガルと共に経済共同体 (EWG) への参加と一九九二年迄の国内市場 (Binnenmarktes) の完成 (Ausbau) <sup>②</sup> は、共同体の意義がより上場されるべき意味である。

オーストリアは、その故に (daher) <sup>③</sup> EUFTA <sup>④</sup> メバーリ連絡をとる、より広汎なヨーロッパ統一作業 (Integrationsprozeß) へ向かうのより前進的参加へと努めねばならない。連邦政府 (Bundesregierung) は躊躇なく、出来得る限り、ヨーロッパ統合の進歩への成就に向かうと邁進し、積極的に働きたい人の職場の紹介をする為に、関連する省庁や社会人パートナーのエキスペールの労働集団を配置する所である。」

その発生については次の如く述べ込まれる。おへへ。

一大政党は、SPÖ-OVP (国民党) が *Europa Initiative* (ヨーロッパ指導) の一員になり、一人歩きを始めた。即ち一九八五年の一月一六日から、ト院議員のステイナー (Steiner)、コヘル (Khol)、カラス (Karas)、ヘルマコラ (Ermacora) が三段階 (発展) プラン (Dreistufenplan) の書類を作り、一応申し込みの決定にまで漕ぎつけたもので、その最終目標は

千年の未来をめざし、EWGとの関係を、質的にも完全共有体団体としてオーストリアの国益と一致させようとするものであった<sup>(4)</sup>。

この点についてカラスはデッド・ラインとして一九八六年の終わりまでとし、オーストリアの国際法上の位置づけの顧慮の下にEWG参加後の要求を繰り返していた。

然も、一方では社会党員が、それをして時代遅れの立場からとして、徐々に離反を始めており、後の外務大臣エルヴィン・ランク (Erwin Lanc) (一九八三一四) の見解では、たかが小売商人との壱よけ鎧い戸 (Krämerladen) に過ぎぬことと呼んでいた程<sup>(5)</sup>。後の外務大臣ヤンコーヴィッヂ (Jankowitsch) は、既に一九八四年一一月、SPÖ内に於ける強力な反対の立場に対する代表的見解として、オーストリアは出来る限りのヨーロッパ経済共同体への参加へ踏み切るべきだとしている<sup>(6)</sup>。

オーストリア連邦の見解としてもウラニツキー (Vranitzky, I.) は、一九八六年夏に連邦首相の委託 (Auftrag) で、ヤンコーヴィッヂの提案を受け入れており、この提案は非常に「実際的」で「参加のような刺激的言葉を少なく」してヨーロッパ統合への手続きのプロセスでオーストリアが、強力な起爆剤とならないように配慮を加えた研究となっている。これはまた、「ウイーンKSNE継続会議」の開会式でのウラニツキー発言の中の文節で述べられている「オーストリアのヨーロッパ的役割」の言葉と酷似しているのである。

即ち、「我々は全力を挙げ、我々に永世中立 (immerwährende Neutralität) と規定されている条項を通じ各自の枠組み内で、西欧的統合に関する百年計画に沿って行動する」とある。

その為に、公知として次の不变の実情に立つものとする。

(1) オーストリア連邦政府はヨーロッパ経済共同体 (EWG) に於ける完全なる一員としてのオーストリアの加入を獲

得しようとはしないが

然し

(2) オーストリアに於ける、標準的な政治的力で、長期達成田的の為ヨーロッパ経済共同体との関係を保持し他の加盟国と同等の立場をとる。」<sup>(7)</sup>

こうして最後にこれらヨーロッパ経済共同体のメンバーの一員となる為に、共同体の内部の政治的力として存在するか、又は存在することを準備するに至る。そういう経緯で、バーデン＝ヴュルテンベルガー選出のCDW下院議員ハンス－ユルゲン・ザホルカ (Hans-Jürgen Zahorka) が、ドルンビルハ (Dornbirn) で、ブラッセルの田舎にかかる質問の動機のステッガーよる説明書を受け取ることになる。ザホルカは、そこで、それによつてアイルランドは中立であるとの考えを指示した。ステッガーの所見は、ザホルカが望んだオーストリアを、完全なヨーロッパ経済共同体の一員として加えることに関する対話に時間を費すことに興味があるか、どうかについてであるが……これは、ヨーロッパ経済共同体閣僚が承知しているところによれば、共同体各國ともヨーロッパでは、何處でも、その参加への途は自由に開かれてゐるので、このようないい處は必要がないのではないかと述べたのである。この、ヨーロッパ経済共同体議会の共同体法四六条による書面で齎らされた問い合わせにたいし下院議員ジンデフィンゲル (Sindfinger) 氏は、自由な立場から、ヨーロッパ経済共同体への自由な満足せざる答えをしなかつた。<sup>(8)</sup>

こうした目的を達成せんが為に一九七一年、ヨーロッパ経済共同体 (EWG) 及びヨーロッパ石炭鉄鋼共同体 (EGK) はオーストリアとの協定を通じ、ヨーロッパ統合へのオーストリアの参加の可能なフォーム、とりわけ、いわゆる共同市場への場が与えられ、政治的に自由に開かれた形に関し、討議 (Debatte) のようなフォームのものを締結してゐる。

一つの科学的な風向試験気球 (Versuchsballon) ゆ外の点では、少なくともフランツ・ネムシャック (Franz Nemshak)

氏の亦、この選んだ方回りを勧められたにござる。即ち、一九八四年ヴィーンで、彼が「オーバーラウトの構造建議 (Vorschlag für Österreich)」として提出されたものの中、「ヨーロッパ統合の中間貨幣対照表 (Zwischenbilanz)」であるが領邦は、中立地帯の特別メモリーとしておもに決定参加するもの組み合わせの要素を(?)して構成される。又國際法上の立場からオーバーラウトのヨーロッパ經濟共同体への参加の結果的性の問題を新しく開拓する所である。たしかにこれが問題にならぬのではなことは明白にござる。

- (1) ~~ヨーロッパ~~、この點、論議はヤバいところであるが現本邦でも同様である。
- (2) die Vorarlberger Nachrichten vom 30. 7. 1984.
- (3) Beilage 7 (Wirtschaftspolitik), Abschn 1 (Wirtschaftliche Rahmenbedingungen) Hvbg vom Verf.
- (4) Die Presse vom 29. 12. 1986.
- (5) Kohl, Andreas, "Österreich und die Europäische Gemeinschaft", Europa Archiv 1986, 699ff auf 707, Ann 4.
- (6) Die Presse vom 14. 15. 6. 1986.
- (7) Der freiheitliche Klubobmann Frischenschlager sprach sich im Sommer 1986 neuerlich für das Fernziel eines "Vollbeitritts zur EG im Sinne einer Verschmelzung von EG und EFTA-Raum aus". Die Presse vom 12. 6. 1986.—Was die Grün-Alternativen anlangt, so bestehen dieselben aus wirtschaftspolitisch inhomogenen Gruppierungen, sodaß sich über eine EG-Politik der "Grünen" in Österreich nichts Endgültiges sagen läßt.
- (8) Vgl unten, Ann 81.
- (9) Vgl zum damaligen Stand Hans Manfred Mayrzedt und Hans Christoph Binswanger, Europapolitik der Rest EFTA Staaten. Österreich, Schweden, Schweiz, Finnland, Island (Zürich-Wien-Stuttgart, 1972); Hellmuth Straßer, Der Weg Österreichs zu den Verträgen mit Brüssel (Wien, 1972); Theo Öhlinger, "Institutionelle Grundlagen der österreichischen Integrationspolitik in rechtlicher Sicht", Theo Öhlinger, Hans Mayrzedt und Gustav Kucera (Hg), Institutionelle Aspekte der österreichischen Integrationspolitik (Wien, 1976); Friedric

Esterbauer und Reinhold Hinterleitner (Hg), Die Europäische Gemeinschaft und Österreich (Wien, 1977) ; und Peter Fischer, "Völkerrechtliche Fragen zur Teilnahme Österreich an der Europäischen Integration", Hanspeter Hanreich und Gerhard Stadler (Hg), Handbuch: Österreich—Europäische Integration (Baden-Baden, 1978), 68ff ; für den innerstaatlichen Bereich insbes Heribert Franz Köck, "Die Neutralität als Bestandteil der österreichischen Verfassungsordnung", Jahrbuch des Öffentlichen Rechts der Gegenwart 1981, 223ff, auf 263f.

(12) Auf 22 und *passim*.

## 四 憲法・国際法をめぐる根本問題

我々が、この問題を国際法的側面のみでなく、我々の取り扱いによる疑問のおる点についての憲法学的立場をあくまでもある點、われらの分野でのやり方によつては、効果あるしむるやうの見方を順調に推移せり。これはいついふべきではないのは、次に述べる二つの根柢からぬる所である。

まあ、第一が、何よりも度々指摘され、極端に連絡をもつてゐる所である。国際法的立場の問題であると同時に、国際法の問題である。しかし第一が、憲法上の観照を露出せむとする国際法の問題である。——しかしもせざる所である。一口に言へば、経済共同体への参加が起つたかも知れぬのであるが、——もおこつてもおだ全く撃み難いものである。第一の国家の為に憲法を固定する以上は、最も重要な義務 (Selbstbindung) やはなべ、むしろ暫定的なものだ、との為に由國由身で変更出来ぬものとなる。是が、一つの国家の国際法上の部分が失われる以上は、國家間の義務のより淘汰された範囲にならぬ所である。關係国家自身を通して一面的改变を迫るに至る。國家の意志構成が一致して実行に移される所、いわゆる、一つの国家が憲法上成立したと見做せねりとはなるのである。是の国家は、他の国家が、外の国家に対し、義務を課せ得るゝの成立を許した時のみ存在する。

これがオーストリアの置かれてこゝる憲法上及び国際法上の位置づけであるに留まつて。

(一) Was etwaige verfassungsrechtliche Schranken der verfassungsändernden Gewalt im Sinne materieller Schranken anlangt (zB Art 79 Abs 3 Bonner Grundgesetz), so vgl hiezu Klaus Stern, Das Staatsrecht der Bundesrepublik Deutschland I (München 1977), 134ff, und die dort angegebene Literatur.

## 五 オーストリアの憲法に於ける国家条約と永世中立

一九一〇年の「わがB-→Gの憲法は Hans Kelsen の手になるものであり名所に純粹法学的名残りを留めている。彼は「民主主義」を「社会的現実の中に於いて由由の理念に可能な限り近づくもの」と定義してゐる。これを比較憲法学より判断すると、大別して共和制、民主性、連邦性、法治國家の諸原理の色濃いものとなつてゐる。また、立法権と執行権の分立、更に司法と行政の分立を図つてゐるのも出色のもの。

また百年以上の伝統をもつ基本的権利と自由を憲法の中に盛り込んだりし、更に人権と基本的自由の擁護がヨーロッパ協定の約款で補われたフォームを提供する」と、議会制民主主義の成熟した一つの形態となつた。

更に憲法はあくまで基本的人権を国家が国民に保証する形をとる、その故に国内法の最上位法と位置づけられて久しいのであるが、一九五五年五月一五日発効の国家条約の基本約款及び永世中立法は、国外法、国家間法であるといふ、そのまゝ憲法を構成するものとしても、国内法である憲法の中にその一部として置いたのでは、一方的宣言の意味しか持たず、国際間を拘束する力はないとして各国に対し次のような書類を世界各国へ送付した。

これを日本宛の申し入れ書を例にとると、

一九五五年一〇月一六日にオーストリア議会は、オーストリアの永世中立に関する憲法法規を可決した。この法規は、一九五五年一月五日に発効したが、その内容は次の通りである。

として、前述の条文を揚げ、

ここにドイツ語による右正文を写し一通を添付する。

この憲法法規を日本国政府に通告するに際し、オーストリア連邦政府は、日本国政府が、前記の法規に定められたオーストリアの永世中立を承認される様要請する光榮を有する。

オーストリア政府は、以上を申し進めるに際し、こに重ねて外務省に対して敬意を表する。

一九五五年一月一四日

我が國は、オーストリア政府からするこの承認要請に対し

口上書

外務省は、在本邦オーストリア公使館に対し、敬意を表するとともに、同公使館が次のとおり通報越された昭和三〇年一月一四日付同公使館発口上書第二一八三号を受領したことを確認する光榮を有する。

(内容略)

外務省は、こに日本国政府が前記のオーストリア連邦憲法法規に定められたオーストリアの永世中立を承認することをオーストリア公使館に通報するの光榮を有する。

外務省は以上を申し進めるに際し、こに重ねてオーストリア公使館に対して敬意を表する。

昭和三〇年一月一六日

しかし、いにオーストリアの「永世中立」を日本が承認したことにより、国内法の最高法規である憲法上の宣誓を、オーストリア日本間の国際法規に迄昂め、両国間に拘束力を持たせようとしているのである。<sup>(1)</sup> また、その承認国数を出来るだけ拡大して行って多国間条約化しようとしたわけである。

何れにしても一九二九年の連邦憲法は一九二〇年のそれとともに、いわゆる「一九二〇年B-VG憲法」と一九二九年idF憲法でもって、国際的な、或いは超国家的な組織への参加にとって、根源的に唯一の妨害的要素を含んでおり、その憲法機関の法律行為は、オーストリアの国内法領域のみでも直接の法的効力を実施することが出来るようになっている。これ等の機関はすべてオーストリアの憲法に従うようになっており、当然に法律の位置づけの機能に従うものではないのである。<sup>(2)</sup> これらの妨害は、然し乍ら、一九二〇年一月の憲法を通じ、その機能が人間生活の中に、直接、間接に滲透しており、憲法上それらを除去することは非常にむずかしいものとしている。オーストリアはその点でB-VGで第一の方法（議会の権力を単純な法律上の同意にする）を選択しようとしているものとみてよい。

ヨーロッパ共同体への参加に対する反対は、然し乍ら根源的には一九二〇年のB-VGからのものではなく、一九〇〇年の、外の憲法的規定によるものであり両方とも一九五五年に現実的となつたものである。即ちオーストリアの国家条約（Staatsvertrag）は一九五五年五月一五日採択のもので、もう一つは、オーストリアの中立に関する（über die Neutralität Österreichs）一九五五年一〇月一六日の連邦憲法条文である。後者が憲法と同格（Verfassungsrang）であることは自明である。前者に関してはいろいろの異説がある。

- (1) 大西公照 現代の国際法(有信堂 国際書房)。
- (2) この点はすドニ Hans René Laurer が ÖöffR (1970) 341ff で「国内問題より国際問題への上場」で取り扱っている。
- (3) BGBI 1955/152.

## 六 オーストリアの経済環境とその脱出

オーストリアがこんご「永世中立」の途を進む為には、どうしてもその裏付けとして経済の中立がなければならぬであろう。国連憲章でもその目的の第一として、一条で「国際の平和と安全を維持すること」としている。戦争なき国際社会とは、経済交流、具体的には多国籍企業万能時代に、オーストリアがそれに堪え得る経済の基盤を持つてゐるかどうかの点である。当然それには先ずヨーロッパ経済共同体への参加問題が浮かび上がつて来ざるを得ない。

それについての経済的位置づけを探つてみる。

この点については前節で述べてゐる通り、かなり満足すべき状態にあることは事実である。オーストリア経済の所有構造は、**公共経済**を柱としており、郵便、鉄道、製塩等は純粹国営であるが、それ以外は殆どが、持株は国としても、運営は私経済方式を採つてゐる。

G I G(連邦総理府一九八四年発行)によると国民総生産は、一九八三年で一兆二、〇七七億シリングで、産業部門別では農林業四四八、鉱工業三、二一〇七(重軽工業及び鉱業)土木建築九〇八、交通通信六七九、商業二、〇三〇、公共サービス一、六三九(但し単位は億シリング、変動相場はU・S一ドル=一七・九六シリング—一九八三年平均)。これを一九八三年のG N Pで国民一人当たり名目は一五万九、六七〇シリング(八、八九〇米ドル)となり、就業者一人当たりでは三七万七、四一〇シリング、これを勤労者一人当たり平均賃金・給与額に直してみると月額一万六、一二〇シリングとなる勘定。

またこれを国家条約加盟の四カ国と比較すると、一九八五年度でイギリス八、三九〇ドル、ソ連不明、フランス九、五五〇ドル、米国一万六、四〇〇ドル、因みに日本は一万一、三三三〇ドルとなり、かなり(八、八九〇ドル)高位なものなることがわかる。

個人消費量は一九八二～二年度で澱粉六七・三キロ、肉八六・九キロ、牛乳一一〇・七キロ、脂肪・油三一・一キロ、じゃがいも六〇・一キロ、野菜九〇・〇キロ、果実六九・三キロ柑橘一七・六キロ、砂糖三八・二キロで、ジユールで計算すると一日一人当たり一万二、八三三（三〇六七カロリー）となる。

また一九八三年一二月末の記録では自動車登録台数三六五万四四六台、うち乗用車二四一万四、四六六台であった。食用穀物と肉類の増加では、オーストリアは一九八二年の記録で、食用穀物一三六、肉類一〇三、となつており、両方とも一〇〇%を上廻つていて、西ドイツの一〇四、八九、フランスの七八、一一四を凌いでいるのである。

食料生産の年平均増加率でも一九七五一八〇が五%、一九八〇一八五には一・六とプラスを記録し、一人当たりは一・八から〇・九に落ちているとはいへ、西ドイツ、ソ連、アメリカの一・四、等と較べ何等遜色のないものとなつてゐる。因みに周辺国ではギリシャがマイナス一・〇（一九八〇一五）、スイスが同じくマイナス一・〇、スペインがマイナス〇・四、ベルギー〇・〇、ポルトガルがマイナス二・〇である。

また自動車の保有台数であるが、これを人口一〇〇人につきそのパーセントを出してみるとオーストリア三五・六%、日本が三七・一%に較べ殆ど同じレヴェルにあり、**国家条約四カ国**のうち、アメリカの七一・四%は別格としてもイギリス三三・八%、フランス四三・九%、ソ連に至つては七・八である。

次に中立の基本となる農林業についてであるが、農地となつてゐるのが四四%、うち耕地は一八%。そのうち農業經營者は三一万一、五七九人（一九八一―三）ただそれだけで全国民食料需要の一〇二%を生産してゐるのだから恐れ入るところ。一応自給できると云うことになる。一九八五年の穀物生産量は凡そ一八億トンである。うちアメリカが一九%、三・五億トン、中国が一八%、三・四億トン、ソ連が一〇%、一・八億トン、インドが九%、一・六億トンとなつており、世界穀物生産量の約半分以上が、この四大国で生産されている。このうちアメリカのみが輸出大国で八五年の輸出は八、〇

〇〇万トン。一方ソ連は四、〇〇〇万トンの輸入、中国、インドは自給体制を固めつつあり、とりわけ中国の八〇年代前半の一、〇〇〇～一、〇〇〇万トンの輸入超過分を八五年に一八〇万トンに減らしたのは驚嘆に値するであろう。ヨーロッパ経済共同体（EWG）は自給率が向上し輸出がのびている。八五年の穀物生産量は総計で一・四億トン、輸出四、七〇〇トン、輸入三、〇〇〇万トンで一、七〇〇万トンの輸入超過となつた。オーストリア、アルゼンチン、カナダのいずれも一、〇〇〇万トン（一九八五年）の輸出を行なつてゐる。

ヨーロッパ経済共同体の目的は、食料の安定的供給の為、農業生産力の強化を目指したが、生産振興のため農産物の支持価格が、比較的高い水準に維持されたこと、更に技術革新によってその生産規模が域内需要を上廻り、農産物在庫が急増した点である。

その周辺に位置してもオーストリアの農業生産は確たる地位を占めていると言えそう。一九八三年の農業生産は

農作物（単位千トン）	総量	面積収穫量（100kg／1ha）
製パン用穀物全体	一、七七六・五	四三・四
とうもろこし	一、四三七・三	六九・九
ビート	一、九七五・三	四六九・九
家畜保有量（単位千頭）		
牛	二、六三三	
豚	三、八六九	
木材伐採量（単位m <sup>3</sup> ）	一一、六八〇、〇五六	

これらをみてもヨーロッパ経済共同体の周辺国としては名譽ある内容を占めていることが一目瞭然である。それでは国際、経済社会に伍しての重工業についてである。

まず鉄鋼生産の中心はドナヴィツィーアイゼンエルツ（シュタイヤーマルク州）とリンツ（オーバーエスターライヒ州）であ

る。オーストリアの鉄鋼産業は第二次大戦後国営化された。主な企業として存在したオーストリア合同鉄鋼、アルピーネ・モンターン社、ベーラー社、シェラード・ブレックマン社が一九七一年大合併され、オーストリア合同鉄鋼＝アルピーネ株式会社として新しく設立されている。

### 最近二三年間の伸びは

	一九六〇年	一九七〇年	一九八三年
銑 鉄	二、三三一、八一七	二、九六四、二三八	三、三一〇、二六〇
粗 鋼	三、一二六、五二六	四、〇七八、七五二	四、四一〇、九〇七
圧延鋼	二、〇七九、九〇三	二、八五九、九二九	三、五五五、一〇六

とりわけリンツ (Linz) とドナウヴィツ (Donawitz) に因んで名付けられたLD工法は、酸素を吹きつけ鉄鋼を生産するもので、一九八〇年の統計では全世界一九六カ所、世界粗鋼生産の五五%をしめており、

### 一九八三年の鉱業生産（単位千トン）で

鉄 鋼	三、五四〇
褐 炭	三、〇四一
鉛・亜鉛	八八三
岩 塩	三五九
石 油	一、二六八
天 然 ガス	一、二二三、三九九（単位千立方メートル）

となつており、とりわけ石油は埋蔵量としてアルプス山麓地方の北部全域が深層部に到るまで相当量の产出可能との結果が出ている。今、石油、天然ガスを開掘しているのはウィーンと東北国境の間、及びオーバーエスターライヒ州であり、採掘原油はウィーン近郊シェバエハトにある国営のオーストリア鉱油管理株式会社で分離精製されており、年間七〇〇万

トンといわれていぬ。

オーストリアはこれ等の点より勘案して十一分に中立を保つ得る經濟環境下にあるかと思ふ。

これらの点についてヴァードロス (Verdross, Alfred) によれば「永世中立国 (dauernde Neutralität) とは國際法の下でヨーロッパ經濟共同体 (EWG) の完全なメンバーとなる」とはないと認める」とではない。何故ならEWG條約二二四条は平時ではなく戦時に於ける発効の余地を残しているからであるとの点で、多くの学者の意見は一致している」と述べている。

その故、もしEWGの閣僚會議で、EWGのメンバー国家が戦時中の出来事で戦争に加担したり、しなかつたりした事件で、輸出に関して一方的な制裁をされた場合、仮にオーストリアがEWGの完全メンバーであったとしたら、オーストリアは中立国としての遵守義務を、即ち——中立法が戦時に輸出する——と関しては一方的制裁として禁止してくる——を侵害したことや、その申し出に応じなければならぬことになるに違いない。もし一方でオーストリアが、輸出に關し一國間條約上の制裁を命ぜられた場合、オーストリアは、回質の經濟領域間の取引を規定するEWG條約を侵害したことになるのである。

尚その上にオーストリアは自国の外國貿易を麻痺させ、本国の國際社會での存在そのものを危地に陥れる——となるのである。そのような原因で永世中立國家は戦時に於けるその義務の遂行の邪魔になるところの平時の經濟的誓約を受容してはならないと述べていぬ。

ソ連政府は、保証された討論の場で政治的な論争を開いた。一九五九年一〇月クライスキーがモスクワを訪問した際、グロムイコ (Gromyko) はオーストリアのEWG加盟はオーストリアの中立の侵害と回りであり、ソ連による「あらゆる政治的手段」によって拒否されるであろうと述べてゐる。Der Spiegel 指によるとソ連外相は、クライスキーの質問に

答えこれらの手段とはソ連がオーストリアが当事国であったあらゆる国際条約を断絶までしてオーストリアとともに前進した条約を締結する意志のないこと、且つ、一九五五年の国家条約を再考することすらしないことを示したものと受け取られている。

ソ連のリーダーにとってはEWGへの準加盟や半会員国家までも許され得ないとの答えたことになる。

次いで一九六一年に英國はオーストリア政府がスウェーデンやスイスと提携して多国間的条約的加盟のラインを追及している。

一九六一年一〇月に開催されたオーストリア、スウェーデン、イスのヴィーン外相会議では、**共通市場協会の設立**の援助をしようとして話し込んでいる。それは中立にはEWGが受容し得るフォームでの協会の設立が彼等の間で何の障害にもならないとの見解を再確認することであった。

そしてクライスキーは共通市場のリーダーが中立国と妥協し、彼等の権利と義務を決して犯さない協会のフォームを確保することの希望<sup>(4)</sup>を開陳している。勿論この希望は直接ソ連の警告でもって非難された。即ち、EWGとの協会設立は經濟的接觸(Anschluss)へ向かっての第一歩以外の何ものでもなく、オーストリアにとっては問題外のことである。あらゆる中立国にあっては、EWGとはアメリカの保護下での対東欧西ヨーロッパ連合をねらっていたものである点を忘れてはなるまいとしたのである。然し乍らこれらの点についてド・ガール(de Gaulle)は英國が、ソ連によって今尚拒絶されているものを一方的宣言によって継続審議にさせようとした案を持ち込んだ時、ハッキリ、ノーと答えている。一九六一年六月ゴルバツハ首相がモスクワを訪問した時もクルシチヨフ(Khrushchev)は、オーストリアの態度について、明瞭にソ連政府の意志を表明した。

「我々は」のコミュニティ(オーストリアの参加する)がヨーロッパ貿易を瓦解させ他国と経済戦争に入ることを宣言し、

オーストリアと関係のある小国の独立と主権を損ね、オーストリア國自身の為の国内政策を決定する能力を減退させねむのなるが故に、この態度（オーストリアの新ヨーロッパニティへの参加拒否）をとる」と述べてゐる。

この論争は国内政治にまで火をいた。国民党（Österreichische Volkspartei-Konservativ）は「カールヤハナウアー（Adenauer）のような人々に勢いでかられ新ヨーロッパニティ組織設立の方向へ好意的に傾いて行つたが、多くのオーストリア社会党（Sozialistische Partei Österreichs-Sozialisten）は、資本家としれを共通市場だと考へ、市民なる母胎はヨーロッパの分裂はつこゝ、より深き脅威を生む、それを永久化し、強力な労働政府や労働運動を伴うソシカルのEFTA（ヨーロッパ自由貿易同盟）をバツキリと選択したい」となると批判した。とにかくソシカルのEWGに対する弾力的運用手段を伴う政治的プランから、社会主義者によつて「われてこる西独に至る迄、これらの方策が用意されて來た。一九六九年一一月にはオーストリアと市場の間で中間協定を結び、現行四〇%の関税の引下げをすら規定する迄になつてゐたが、その直前にオーストリア政府の態度変更で破棄されてしまう。当時の外相クライスキーは「オーストリアは必ずしもEWGのメンバーとなることは出来ない。わくなんば少くともEWGが東西間の遠大な条約を締結した後でのみ可能となる大全ヨーロッパヨーロッパニティーに生まれ替わる迄は不可能である」との弱音をぬりこつてゐる。

やしてその意見が出るや否やプラウダ（Prauda）は「オーストリアと共通市場間の如何なる種類の協定も、ユーロッパ資本の霸權的利益に奉仕するだけでオーストリアとドイツ間のあいする政治的、經濟的ウーナンを禁止する國家条約四條を侵害するに違ひない必説である」と反論した。

しかし、問題はオーストリアの中立とは何ぞやの点に譲る所を得なくなつてしまふのである。

(1) Stadler, Karl R., op. cit.

(2) カーネル一九八四年、連邦報道庁発行 Österreich 1980。

(3) Verdross, Alfred., op. cit., SS. 16-17.

(4) Kreisky, Bruno., Die österreichische Neutralität (Aktuelle Probleme unserer Zeit Nr. 5 (Vienna, 1960). S. 9.

(5) Arbeiter-Zeitung (13, März 1970) S. 2.

(6) Stourzh, Gerald, op. cit., S. 276.

## オーストリアの立場

オーストリアが、地政学上の位置づけ、特に天然資源の有無、その経済活動の場、及びその展開等からいわれを以て、国際法上の中立を保持していく立場にあるとの点について概説的解説を施してみたのであるが、こゝの保持可能性を纏めての同等国際法上での拘束力の生じる所ではないむしろ、その中立保持条件そのものでは、古くは「<sup>(1)</sup>開放政策、現在では集団防衛の一員への誘因となり易く、一轍して危機を伴う場合が多かった。

然しその上記を除く国際法が国際法の示す範囲を逸脱せば、正当に中立を守り、その存在権 (rights of preservation) を行使しえることの根拠はないとも存在しない筈。対外的には勿論オーストリアの歴史はその始が中立で彩られた。その領域の研究では他の追随を許さぬペトルチ教授がいる程である。

やの点で、一九五六年にチコロゴリ起きたトラブルはオーストリアの中立の存立を大きく浮かび上がらせた。ポーランドのゴマルカ体制 (Gomalka régime)、ハンガリー革命 (これは共産プロックから抜け出し、オーストリア中立体制への移行を行なったもの) ものの軌を一につくるものと考えてよきおもい。

チコロゴリも指摘するように、オーストリアがあらゆる面でスイスをモデルとしたものであるとして、その国際関係の処理に課せられた制限はスイスの比ではない。

とりわけ国家条約の四条には「接触の禁止」として(1)で、「連合及び同盟国はオーストリアとドイツ間の政治及び経済的ウニオンを禁止する。オーストリアはこの件における責任を十二分に認め、如何なる形態のものであれドイツとの政治的、経済的、ウニオンに入つてはならない」としている。

更に(2)は具体的に、「これ等のウニオンを防がんが為に、オーストリアはドイツとのいかなる条約、いかなる決議をなすこと、ドイツとの政治的、経済的ウニオンを促進せんが為に如何なる類似の直接又は間接の手段をとつたり、あるいは不可分の領土又は政治的、経済的独立の修復をしたりする一切の条約を締結してはならない」<sup>(4)</sup>としている。

これらの点からみると、オーストリアは、憲法でドイツ、特にここで指摘されるのは西ドイツとの如何なる接触をも絶たれており、それがドイツ以外の国との関係樹立をも制肘する立場にあることを示している。

現在西ドイツが経済大国の一つとしてこれ程の国際多様化時代に、西ドイツのみで、政治的、とりわけ経済的存立を全うしていられる道理がない。その関係は周辺のフランス、スウェーデン、ノルウェーとの積極的な取り引き関係に進むのであり、とりわけその巨大な多国籍企業を通じ、それら西ドイツ周辺のEWG諸国とオーストリアが経済関係を樹立するど、当然の帰結として西ドイツとの経済関係を直接的に持つのと実質的に何等変わらぬ働きをすることになるので、この国家条約四条の示す解釈は国際経済万能下では実に深い意味合いを持つことになる。

とにかくこれらの解釈、特にそれがEWGとの関係（ヨーロッパ共通市場）、連邦軍の確立、政治的自由とレーヴン・デトル（raison d'etat）間の衝突等々の意義づけに極端に表れているのである。ただロンドン宣言で示すような自肅の義務——戦時禁制品の供給や交戦国へのローンの供与——また中立の義務等の遵守は、例えば一九三九年から四五年にかけてのスイスの場合のように、一般に言われるcourant normalの原則、即ち平時におけると同じ内容のベースに立ち、両交戦国との貿易を確立したのに倣い、中立を標榜する国の地理的、経済的利益が交戦国との商取り引きの継続を必要とする

ると云う中立国の中立の点に関する異論は全くないようである。然し乍ら「永世中立国家」は、國際法の制限の下に、一般論としてEWGの完全なる一員とは認め難いとの説があるのは、前述のとおりで、ローマ条約の指摘をまつ迄もなく、戦時中に迄はその効力を延長できないとする実効論が大勢を占めている。

その故にスイスとスウェーデンは共通して中立を害さないとする点を含めたEWGと特別協定を結んでいるのである。この点についてフェアードロスを始め多くの國際法学者は一九〇七年のハーグ条約五条ですべての中立国は、それが永世中立国であれ、そうでないにしろ、自國に対するあらゆる攻撃には対抗せねばならない。そして彼等自身の所持するあらゆる手段に訴えて、中立を保持し、防衛することを誓わねばならないと訴えている。

中でもティルリンク(Thirring)は物理学から出発した國際法学者であるが、「オーストリアは憲法上軍隊を所持するの義務は存在しない。権利としては別である。然しそれは国会の三分の一の多数決で何時でも変更できることである。<sup>(5)</sup>」と述べ、中立行為としてA—B—C武器、潜水艦ミサイル等は当然所持できるとしている。然しそれには隣接六カ国のみの承を必要とするし、軍隊を持つか、持たぬかは国内法の上位法である憲法が決めるべきでなく、国家間で所持する国家の基本権で規定することを國際法で決めるべきだとの論を展開している。

またこの点について、ヴィーンツァイツィンクは中立の場におけるイデオロギー上の、または政治上の問題はかなり屈折しているのであるが、一九五五年一〇月二六日、「市民の基本的権利と自由は中立法によって侵害されない」と題し「中立は國家を拘束せず、ましてや個人的市民を拘束しない。個人の知的、政治的自由は、特に出版や言論の自由に於いて、國家の永世中立によつて影響されるものではない。永世中立はイデオロギー上の中立を包含しない。」との声明を出している。

ラーブ(Raab, G.)首相はこの声明を出す前に、出版界やラジオが慎重な対応を求めたにも拘らず、「西欧キリスト教

主義」と「西欧社会への接近」が、中立の基礎を形成すると述べ、「今日、その植民地的政策の発想で以つていくつかの西欧国家を非難することは無用であり、又明日東欧に抵抗して宣伝のキャンペーンを張るのも同じである<sup>(7)</sup>」とその意見を開陳している。そして社会党の友人からの彼のギャグに対する非難が出た時、内務大臣ブランティ（Blunty, Helmer）は「彼（ラーブ）の、共産主義に対抗しての、文化、性格にわたる二〇年間の闘争はオーストリアが自由西欧社会に属することへの結果だったのだある<sup>(8)</sup>」と答えていた。

そして一九六八年ワルシャワ（Warsaw）条約軍がチェコスロバキアへ侵攻した時クライスキー外相は、「我々の中立はスウェーデンやスイスで実施されている中立とは明らかに相違する」として

「スウェーデンの中立は自國の憲法の一部にもなく、ましてや強大国によるあらゆるフォームでの保証もないと言う点で、スイスの中立とは似ても、似つかぬものである。一つ又は二つ以上の国家の条約で行われた言質すらもない。むしろ戦時に国際法上認められているところの中立のやり方を平和時の事件で取り扱うスウェーデンの意志表示と言った方がよいかも知れない。……かくしても法的にオーストリアとスイスの中立の間にいくつかの類似点が存在するとすると、オーストリアの国連への加盟とヨーロッパ委員会へのそれが、外交政策でスウェーデンのものと似たものになるであろう。その故に誰もがオーストリアの典型的中立の変形はスイスとスウェーデンの中立の線に沿つて発展して来たものと類推することが出来るのである<sup>(9)</sup>」

と述べている。

一般にはフィンランドの中立もスウェーデンの影響をかなり受けていることは疑いない。

最初オーストリアは、一九四七年、国連への加盟を申し入れるがソ連の拒否権にあう。その理由とするところは、ソ連からみてオーストリアは未だ四大国の占領状態下にあり、完全主権を持っていないとするものであった。即ち中立とは大

国からの独立を意味していた。<sup>(10)</sup> 国連加盟は一九五五年、二〇〇回にわたる四大国外相会議の後に四月一二日から一五日にかけてユリウス ラープ首相、アドルフ シュエルフ副首相、レオポルド・フィグル外相、ブルーノ・クライスキー事務次官の四人による訪ソ、いわゆる「モスクワ メモ (Moskauer Memorandum)」や「国家条約締結」への途を拓いたことである。同年五月一五日ウィーンのベルヴェデーレ宮殿で四カ国との国家条約に調印、一〇月一六日、四大国占領軍完全撤退の後、オーストリア国民議会は、永世中立憲法を採択。一二月一四日国連に加盟、一九五六六年にはシュトラースブルグのヨーロッパ会議に加盟、一九六六年には、従来の比例代表内閣の政治体制を解消し、ヨゼフ・クラウス（オーストリア国民党）首班の単独政権、一九七〇～八三年にかけては、一九七〇年から七一年の間暫時少数内閣となるが、その時以外は、国家条約締結の立て役者ブルーノ・クライスキー（オーストリア社会党）氏首班の単独政権、その間一九七九年ウィーンを国連の第三本部とすることに成功。一九八三年にフレート・ジノワツ（オーストリア社会党）首班の社会一自由連立内閣となつて今日に至っている。

#### 専門機関についてはLAEQ、UNIDOを手始めに、WHO等殆ど参加している。

こうしてみてみると、オーストリアの外交的基盤は国家条約 (BGBl. No.152/1955) の四条で将来、予測されるドイツとの関係を断つことを前提条件とし、オーストリアの中立に関する一九五五年一〇月一六日の連邦憲法(1)で永世中立の宣言、(2)で軍事同盟への非加入、外国基地の領土内での完全排除を謳い上げることからスタートした。然し国家が戦争を一切否定した国際社会で生きてゆく為には、まず先進国共同市場への進出が第一のマルクマールとなることは避けられない。これにはケインズもサミュエルソンとても同じである。ヨーロッパ会議（シュトラースブルグ）に参加したとしても、それは当然政治的意味合いしか持たなかつた。

これらの難問解決の方途をめぐりフェアドロスは「オーストリアの永世中立<sup>(11)</sup> (die immerwährende Neutralität Öster-

reichs)」を書か、国際法上の永世中立は一般の中立較く戦争中の側面をより強調してゐる。またこれに對しカール・ツェマネック (Karl Zemanek) も、永世中立は經濟的中立 (Wirtschaftlichen Neutralität) の追究なべては成立し得ないと說いてゐる<sup>(12)</sup>。ルドルフ・キルヒシュラーガー (Rudolf Kirchschläger) は連邦立憲の國際事務担当代表でプラハ會議のあと外相となつた人であるが、この問題、いわゆるEFTAの參加の方策に頭を突き込み、いわばヨーロッパ統合の成立にまつしかないと結論づけた<sup>(13)</sup>。一九七七年の外相ヒュアル・シュヴァイツァー (Michael Schweitzer) も永世中立のより進歩した連邦立憲 (Vereinbarkeit) を考へ、連邦立憲のではなくても、ヨーロッパ (Integration) へと足を踏み入れるが、一見遠いようでも近道になるとしている<sup>(14)</sup>。

國家條約 (Staatsvertrag) の四條によれをセント・ゲルマインの國家條約 (staatsvertrags von St. Germain) 八八条と較べると國民議会に決定権がある点でオーストリアの方がより独立性があつて、オーストリアの方には多くの遵守義務が追いかぶせられていふとの意見である<sup>(15)</sup>。ただセント・ゲルマインの方は、やぐらの國との接觸が絶たれていたが、オーストリアの方はドライヒだかである。だがとにかく多國立憲総統合 (Multilateralen Wirtschaftlichen Integration) の約定を望んでゐる点では同じである<sup>(16)</sup>。

エルマコラ (Ermacora) は經濟的中立が軍事的のそれと変わることが処罰の対象にならなければ、必ずしも得なべてのEWG條約<sup>(17)</sup>の關係で、抜け出さなければ可能だとし、とにかく國家條約の中立論<sup>(18)</sup>、中立の一つを同時に捨むことはむずかしい、EUの参加は、その意味で政治的反射鏡 (politische Reflexwirkung) の役目を露し出るにこゝると言張してゐるであら。

国家條約の三五条の(2)は

米領のメダベーの多数の決定 (die Entscheidung der Mehrzahl der Mitglieder der Kommission) は米領の決定

たぬづ（Entscheidung der Kommission darstellt）’、且つ、政黨による決策室、操作的なものとして取扱われる（von den partien als endgültig und bindend anzunehmen ist<sup>(2)</sup>）」  
ルートニア。

然か程やもつて、決定権なるものが委員会にあり、オーストリア側になく、挑発する（provozieren）ことで全体が動か  
易く、各國の駆逐権は自由と並んで、アートな決定しか行なわれなくなつてゐがあるであつて。

勿論いハドーのかくれ裏（ein Schlupfloch）ルートEWCII 1111条が存在するとしても、その決定はEWCの裁判所  
によるのであるが「いわゆる環境下で、中立から結果する義務を負わせたり、EWC条約から結果する義務を犯したりす  
るに至る戦時下における永世中立が強制であるか」という点に帰着する」とは明瞭である<sup>(2)</sup> といひことになる。

それでは戦争（Kriegs）によるか、又は解約通知締結（Kundigungsklausel）によるかであるが、ヨーロッパ連邦国  
ズイシとの接触は免れず、東も知れた西ドイツとオーストリアとの経済交流が、一転してワルシャワ体制の均衡状態を壊  
滅され、領土の見直しと飛び火するので危険だといふ事になる<sup>(2)</sup>。

やがて日本意味では国際法的立場から完全な中立への出発（Abgehen vom völkerrechtlichen Status integraler  
Neutralität）以外に別個の手立てはなさないだらぬ。

その第一歩としてヨーロッパ石炭鉄鋼共同体（Europäischen Gemeinschaft für Kohle und Stahl）& EECへの参加<sup>(2)</sup>  
を利用すればよいである。とにかく実質的にいわゆるヨーロッパの戦闘の一船に類する事態をしてこなかつておる。

(1) Verdross, Alfred, Die immerwährende Neutralität Österreichs. 1. Aufl. 1958 2. Aufl. 1966, Wien 1977. 英  
訳（一九七〇）、忠訳（一九八〇）。

(2) Stadler, Karl R., Österreich (1973). S. 308.

- (3) op. cit., SS. 10-21.
- (4) Adamovich, Die Österreichischen Bundesverfassungsgesetze (1973) 2268°
- (5) Thirring, Hans, Mehr Sicherheit ohne Waffen (Wien, 1963) S. 14.
- (6) Wiener Zeitung (27 Oct. 1955)
- (7) Raab, Julius, A Neutral Austria, The Observer (London) 10 July 1955.
- (8) Stearman, William Lloyd, The Soviet Union and the Occupation of Austria (Bonn p.36).
- (9) Kreisky, Bruno, Die Österreichische Neutralität (Aktuelle probleme unserer Zeit Nr. 5) (Wien, 1960) S. 9.
- (10) Stadler, K. R., op. cit., S. 312.
- (11) Verdross, Alfred., op. cit., I. Anfl 1958.
- (12) Wirtschaftliche Neutralität. JBI 1959, 249ff; Zeitgemäße Neutralität, Österreichische Zeitschrift für außenpolitik 1976, 355ff : Neutralität und Außenhandel.
- (13) Kirchschläger, Rudolf, Integration und Neutralität (Anm 31), passim.
- (14) Schweitzer, Michael, Dauernde Neutralität und europäische Integration (Wien, 1977).
- (15) Zur quasi-neutralen Stellung Österreichs aufgrund von Art 88 des Staatsvertrages von St. Germain und des Genfer Protokolls 1922 vgl ausführlich Verosta (Anm 37), 54ff.
- (16) Vgl dazu ausführlich Stephan Verosta, Les avis consultatifs de la Cour permanente de Justice internationale et le Régime douanier entre l'Allemagne et l'Autriche, Revue de droit international 1932. 244ff.
- (17) PCIJ, Series A/B, No. 41. Vgl Monika Vierheilig, Customs Régime between Germany and Austria (Advisory Opinion), Rudolf Bernhardt (Hg), Encyclopedia of Public International Law, Instalment 2 (Amsterdam-New York Oxford 1981), 69ff.
- (18) Adamovicch, op. cit.
- (19) Fischer/Köck (Anm 50), 251.
- (20) ibid., 251, mit Hinweis auf entsprechende Überlegungen in der prawa vom 22.1.1959.
- (21) Vgl oben, bei Anm 21.

## 八 む す び

オーストリアが、「永世中立」を一九五五年一〇月二六日の憲法で唱い上げ、戦敗国にも拘らず、ドイツとすべての面で手を切ることを前提条件（国家条約四条<sup>(1)</sup>）として、四カ国、即ち英米ソ仏の全軍隊を撤退させ、戦敗国のドイツや日本と違い、首都近辺にのみ占領軍の何万かの武装軍隊を駐留させるのを拒否し、アメリカの独立宣言に織り込まれている意味合いでの国際法上の「独立（平等）」を一応完成させた。

日本でも一九五一年九月八日の平和条約署名に先だち、全面講和か、単独講和かでかなり揉めたことがあった。全面講和を主張された南原繁先生は、大澤章先生との学士会館での会食で、「日本はたとえ三杯のゴハンが一杯になつても占領軍のいな日本がいいねえ。大澤君我々貧乏人の育ちにしか判らない感覺なのかねえ」と語っていた光景を、その時陪席していた私としてはまるで昨日のことのように思い起こしている。経済的独立もいいが、出来れば政治的独立（平等）をもである。大澤先生の葬儀委員長をつとめた南原先生も、床から転げ落ちられたところで、二年程してお亡くなりになられた。実際は癌であったと後程伺っている。

今の日本は、経済大国となり一見して「飽食状態」を現出させているが、東京都の近辺にのみ数万の占領軍の継続駐留を許し、文民の交渉のみで果たしてその撤退のメドはたつかの議論も出始めている昨今である。やはり国際法に則った、それを唯一の羅針盤として、主張すべきことは主張し、ひかえるべきことは控えねばなるまい。「親しき仲にも礼儀あり」。何れにしても国際法に則って解決した国際間の取り決めのものでない限り眞の民族間友好は決して永続きはしないであろう。

翻つて、これをオーストリアにみる時、凡そ日本と正反対のコースを辿つてゐることに気付く。占領軍の全面撤退、即

た政治的独立はグロチウス国際法に随つたフェアドロスの努力もあり一応形式的に完成はさせたが、資源、人口等の制約もあり、周辺国家が国境を超えた多国籍企業化時代に突入しているうちに、経済的独立、その第一歩としてのEWG（ヨーロッパ経済共同体）への参加もまことになつてゐる。

然しこれ等の点について楽観的な意見がないわけでもない。ヴィーン ツァイツィング紙は論説欄を用いカルル レンナー（Karl Renner）の署名入りで「オーストリア人はコスマポリタンなタイプの国民となる途をひた走つてゐる」<sup>(2)</sup>と書いてゐる。又一九六六年当時の外相クリスチアン ブローダー（Christian Broda）は「我々が住んでいる国家の基本的な仮説をすべて受容する前にはかなり長い期間を要した。それは一九三八年のオーストリア征服迄にはなかつた」とある。そしてまたオーストリアの國家のコハヤンサス（Staatsbewußtsein）形成の為にその方針を明瞭に示した七年間の外国ルール……。然し国民的コハヤンサス（Nationalbewußtsein）形成の為の基礎を規定した連合軍の上領の一年間は一九五五年の我々の中立宣誓の為には、心理的にも、政治的にも両方の分野でその土台形成期間となつた」<sup>(3)</sup>といふのである。

今後オーストリアが経済的独立をも果たす為どう進むかは、反対の立場をゆき政治的独立をもねへば日本としても、その最終点は同じであり、田の離せないと云ふのである。それは一つにかかるてその国の歴史と調和した固國民の資質にかかるところと云ふべきかと思つ。後戻りは出来ないのである。

- (1) BGBl. No. 152/1955.
- (2) Wiener Zeitung (23 Oct. 1946).
- (3) Broda, Christian, Die veränderte Gesellschaft und die neuen Aufgaben der Sozialisten (Wien, 1966) S. 23.
- (4) Zernatto, Guido, Vom Wesen der Nation (Wien, 1966) SS. 61 f.